平成２３年（フ）第２７８２号
横浜市中区本牧原11番１―805号
債務者　株式会社オフィスアイ―61
代表者代表取締役　志津　　出
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱田　　崇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７８号
高知県土佐市宇佐町宇佐2034番地
債務者　有限会社梅芳
代表者代表取締役　梅原　正晴
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後２時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　参田　　敦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前11時
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５１号
愛媛県新居浜市萩生667番地１
債務者　株式会社モリス・コーポレーション
代表者代表取締役　片側　重明
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西山　多一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午前10時
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４８７号
石川県白山市村井町701番地
債務者　有限会社ニシヤマ
代表者代表取締役　西山　孝司
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤野　智詔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月15日午前10時
金沢地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４０号
宮崎県串間市大字崎田635番地
債務者　竹島　善浩
１　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
４　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年１月23日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第１３４６号
東京都江戸川区本一色２丁目３番16号
債務者　山本　精一
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
４　破産債権の届出期間　平成23年11月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４７号
東京都江戸川区本一色２丁目３番16号
債務者　山本　栄一
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
４　破産債権の届出期間　平成23年11月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５号
滋賀県彦根市芹町５番８―202号、前住所滋賀県彦根市西葛籠町312番地
債務者　山田　真一
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川瀬　新也
４　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３８７号
山梨県甲府市山宮町1784番地８
債務者　上條　　茂
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川崎　杏奈
４　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８８号
山梨県甲府市山宮町1784番地８
債務者　上條　三男
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川崎　杏奈
４　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９８号
山梨県甲斐市玉川905番地４
債務者　武田　　京
１　決定年月日時　平成23年10月31日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小澤　義彦
４　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５６６号
広島市中区鶴見町７番１―203号
債務者　貞吉　恭子
１　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　浩史
４　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午前11時45分
６　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１１５号
兵庫県三田市あかしあ台５丁目９番地12
債務者　佐々木　実
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝野　修治
４　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５９号
青森県八戸市城下４丁目17番４号　アーク中川原205、前住所東京都荒川区東尾久３丁目16番５号　株式会社エル社員寮
債務者　山崎　珠美
１　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　哲也
４　破産債権の届出期間　平成23年12月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係